

一般質問通告書

No. 1

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 30 年 2 月 13 日

議席番号 23 番

東村山市議会議長 様

質問者 渡辺 みのる

記

番号	質問の項目と要旨
1	<p>保育園待機児の解消にむけて</p> <p>国では幼児教育の無償化が提起されているが、保育園待機児が一向に解消されない中での無償化は、保育園に入れない保護者の不満をいっそう高めるばかりか、保育園を利用している保護者と利用できていない保護者の間での分断を生じさせかねない。</p> <p>当市においても、保育園・幼稚園の負担軽減も一定必要と考えるが、なによりも待機児解消を進め、希望するすべての子どもが保育園を利用できるよう地方自治体の責任を果たすことが喫緊の課題と考える。</p> <p>2018 年度の待機児の見込みと今後の保育施策など、以下伺う。</p> <p>(1)2018 年度の入園内定状況と保育施策について</p> <p>① 2018 年 4 月入所の申し込み人数と入園内定人数を伺う。また、過去 10 年間の推移を伺う。</p> <p>② 18 年度の待機児の見込みなどを鑑み、どのように解消にむけて取り組むのか。また、具体的な保育所整備計画があれば伺う(民間移管を除く)。</p> <p>③ 子ども・子育て支援事業計画と現在の実際の整備状況について、各施設ごと、年齢ごとに伺う。また、3 歳未満児の利用率は見込みと比べてどのようになっているのか。</p> <p>(2)国の幼児教育無償化と当市の現状について</p> <p>①政府の幼児教育無償化の方針をどのようにとらえているのか。</p> <p>②国では 2022 年までに女性の就業率を 80%とし、それに必要な 32 万人分の受け皿を作るとしているが、当市において女性の就業率が 80%となった場合、必要な定員数と保育士は何人と見込まれるのか。</p> <p>③市内保育所等に勤務する保育士は何人か。また、そのうち正規・非正規の割合はどうか。公立保育所・民間認可保育所・地域型保育施設・認定こども園それぞれについて伺う。</p> <p>④この 5 年間で離職した保育士は市内で何人か。また、保育士が離職する</p>

番号	質問の項目と要旨
	<p>理由について、調査などは行っているのか。</p> <p>⑤保育士確保に向けて当市独自の取り組みは検討しているのか。</p> <p>⑥保育所利用者の負担軽減も進める必要はあるが、まず急ぐべきは待機児解消と考える。市としてどのように考えているのか。また、国に対して待機児解消にさらに取り組むよう求める予定はあるのか。</p>
2	<p>生活保護の生活扶助費削減と当市における生活保護行政について</p> <p>政府は2018年10月から3月にかけて、段階的に生活扶助費の削減を行おうとしている。生活保護受給世帯の67%が削減の影響を受けるとされている。生活保護の生活扶助費の削減は、生活保護受給世帯に多大な影響を与えるだけにとどまらず、就学援助や低所得者への支援施策などにも大きな影響を与えることになる。</p> <p>市として、「生活扶助費の削減は憲法25条の生存権を脅かす行為である」との立場で国に対し削減をやめるよう提言し、最低生活を守る姿勢を明確に打ち出すよう求め、以下質問する。</p> <p>(1)生活扶助費の削減について</p> <p>① 政府は2018年度10月より、生活保護の生活扶助費の削減を行おうとしている。生活保護費は現状であっても十分とは言えず、それを削減することは憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(生存権)を侵害する行為である。生活保護行政の窓口機能を担い、受給世帯の実情も把握している福祉事務所としてどのようにとらえているのか。</p> <p>② 現在行われようとしている生活扶助費の「見直し」によって影響を受ける世帯は何世帯か。増・減それぞれ何う。</p> <p>③ ②の世帯のうち削減対象となる世帯はどのような世帯か。世帯構成など詳しく何う。</p> <p>④最も削減幅の大きい世帯はどのような世帯で削減額はいくらになるか。</p> <p>⑤保護費削減の一方、日本の生活保護の捕捉率はわずか2割とも指摘をされており、国民の権利であることを広く周知し、偏見をなくし捕捉率を引きあげることこそ必要と考える。低所得者やひとり親世帯、子どもや高齢者の実態把握のために、調査し必要な市民に支援が届くようすべきと考え</p>

番号	質問の項目と要旨
	るが、調査などの必要性についての見解を伺う。
	⑥市民の最低生活を守るという立場で、政府に対し生活扶助費の削減を行
	わないよう提言をすべきと考えるが、市長の見解を伺う。
	(2)生活保護費返還に係る裁判について
	昨年 11 月 27 日付「朝日新聞デジタル」にて、当市を被告とする生活保護
	費返還に係る裁判の判決が下りたとの報道があった。記事によれば、生活保
	護受給期間に就労し未申告であったため過支給が生じ、約 73 万円の返還を求
	めたものとのこと。原告の女性は「パソコンは自立更生の出費にあたる」と
	の主張をしたが判決では退けられた。
	当市福祉事務所として、生活保護受給者が購入したパソコンは自立更生の
	出費として認めないということなのか。見解を伺う。
3	公立保育所民間移管について
	①市・事業者・保護者による三者協議がスタートしたとのことだが、第 2 保
	育園・第 6 保育園それぞれ保護者・事業者からどのような意見が出たのか。
	民間移管後も保育内容は継続するとのことだが、何をどのように継続するの
	か、具体的な提案はあったのか。